

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っています。また、〈にっしん〉は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えています。

自己資本の充実度に関する事項

単 体

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	391,449	15,657	377,910	15,116
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	375,697	15,027	350,499	14,019
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,760	110	2,760	110
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	206	8	19	0
我が国の政府関係機関向け	380	15	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,171	1,926	57,434	2,297
法人等向け	160,598	6,423	140,240	5,609
中小企業等向け及び個人向け	65,275	2,611	64,764	2,590
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	65,665	2,626	64,693	2,587
三月以上延滞等	59	2	87	3
取立未済手形	33	1	82	3
信用保証協会等による保証付	4,602	184	4,974	198
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	14,384	575	2,708	108
出資等のエクスポージャー	14,384	575	2,708	108
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	13,560	542	12,731	509
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,397	135	4,567	182
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,757	70	2,055	82
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,029	241	6,108	244
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,851	674	27,091	1,083
ルック・スルー方式	16,851	674	27,091	1,083
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	325	13	319	12
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,378	735	18,780	751
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	409,828	16,393	396,690	15,867

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	391,773	15,670	378,020	15,120
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	376,021	15,040	350,608	14,024
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,760	110	2,760	110
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	206	8	19	0
我が国の政府関係機関向け	380	15	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,171	1,926	57,434	2,297
法人等向け	159,842	6,393	139,232	5,569
中小企業等向け及び個人向け	65,275	2,611	64,764	2,590
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	65,665	2,626	64,693	2,587
三月以上延滞等	59	2	87	3
取立未済手形	33	1	82	3
信用保証協会等による保証付	4,602	184	4,974	198
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	14,234	569	2,558	102
出資等のエクスポージャー	14,234	569	2,558	102
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	14,790	591	13,998	559
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,397	135	4,567	182
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,759	70	2,056	82
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,257	290	7,375	295
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,851	674	27,091	1,083
ルック・スルー方式	16,851	674	27,091	1,083
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	325	13	319	12
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,254	730	18,686	747
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	410,028	16,401	396,706	15,868

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
5. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%